

別記様式(第6関係)

		担当課	上下水道部経營業務課
会議の名称	第3回鴻巣市上下水道事業運営審議会(水道事業)		
開催日	令和6年7月18日(木)		
開催時間	午後2時0分開会・午後4時30分閉会		
開催場所	鴻巣市役所 本庁舎4階大会議室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 酒巻 貞夫 副会長 袈裟丸 大		
出席者(委員)氏名(出席者数)	酒巻貞夫(会長)、袈裟丸大(副会長)、太田 博、大瀧 諭、永野和美、山田和幸、山下泰明、大澤理恵、高橋淳一、間中恵子(10名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	なし(0名)		
事務局職員職氏名	上下水道部長 中根治人 参事兼経營業務課長 伊藤正一 水道課副参事 大綱岳志 経營業務課副参事 矢澤恭子 経營業務課主査 近山恭子 経營業務課主任 神成洪作	上下水道部副部長 大堀勝彦 水道課長 山崎眞也 水道課副課長 横田秀之 経營業務課主幹 原健太郎 経營業務課主査 金子淳子 経營業務課主事 岡野美香	
傍聴の可否(傍聴者数)	傍聴可(傍聴者 0名)		
会議の内容	(次第) 1 開会 2 委員委嘱・紹介 3 前回の議事録について 4 質問書について 5 議題(1)料金体系等の検討について ① 第2回までの確認事項 ② 料金体系について ③ 料金の現状分析 ④ 改定方針(案)について 6 その他 7 閉会		
	(決定事項など) 次第に沿って事務局が説明を行う。 ◆次第2 委員委嘱・紹介について、田島委員(エルミ鴻巣商業棟管理組合)の人事異動に伴い、後任に永野委員を委嘱する。 ◆次第3 前回の会議録について、市ホームページ(上下水道)にて公開し、書面は市政情報コーナー(市役所、両支所)に設置したことを報告する。 ◆次第4 質問書について、第2回審議会の質問書は資料2「前回までの補足説明」、資料3「委員からの質問書」及び資料3-2「委員からの質問書、補足資料」を用		

いて回答内容を説明する。

◆次第5議題（1）①「第2回までの確認事項」資料4

県水値上げの動向、全国や県内における料金改定状況の説明について、説明する。

◆次第5議題（1）②「料金体系について」資料4

料金の設定要件や料金体系のあり方について、説明する。

基本料金による収入割合を下げることなく維持し、安定した収入を確保していきたい旨を説明する。

◆次第5議題（1）③「料金の現状分析」資料4

本市における現行の料金体系や水量の使用実績について、説明する。

本市は家庭層における利用が料金徴収における4分の3を占めており、負担の公平性を考慮し、値上げをする場合は、口径、使用水量に対して、一様に行うことが望ましい旨を説明する。

◆次第5議題（1）④「改定方針（案）について」資料4

決められた改定率をどのように料金体系に落とし込むか、3案の提示し、3案それぞれについて、実際の使用における増加額や影響について、説明する。

◆次第5 補足説明「埼玉県水道用水供給事業の料金改定について」資料7

水道用水供給事業（以下、「県水」）の料金改定について、説明する。

第4回審議会では県水の改定率を反映した鴻巣市の水道料金水準を示す。

→県水の料金改定が必要となる理由を、補足説明する。（委員）

審議委員からの質問、意見は以下のとおり。

【議題に対しての審議委員からの質問、意見】

◆次第4 質問書について

○資料2－5「社会情勢の変化を踏まえた令和5、6年度における各事業予算の状況」の令和5年度から9年度までの合計額が、資料2－4「水道事業ビジョン改訂版の事業費（概算）の内訳」の合計額と比べて概ね同じ金額となっているが、どのようにお考えかお聞かせいただきたい。

→水道事業ビジョンの中で令和5年度から9年度までの事業の見通しを立てており、総額については大きくは変わらない。耐震化は診断等の事業実施が遅れているため、令和5年度、6年度は着実に実施できる管路事業を重点的に行った。耐震化事業を実施する際には多額の費用を要するため、管路事業に十分な費用を当てられないことが想定されるため、前倒しで実施し、事業全体としての平準化を図っている。（事務局）

○給水収益について、産業団地やマンション整備により、増加することは見込んでいるか。

→現時点では、見込んでいない。（事務局）

◆次第5議題（1）「第2回までの確認事項」資料4

○県水値上げ分は、今回の資料に反映されているか。本市において、県水値上げ分は、次期改定時期の3年後に検討するのか、または今回の改訂で上昇分を上乗せするのか。

→今回の資料では県水値上げ分は反映していない。本市の料金算定期間が令和7年度から9年度であり、この期間内に県水値上げが行われる。第4回審議会では、県水値上げ分の反映及び令和5年度決算を精査し、本市の財政シミュレーションを確認した資料をお示しする。（事務局）

→それにより、現在改定率は20%をベースに検討を進めているが、改定率は変わるのか。（委員）

→再度計算し、そのうえで、必要な改定率をお示しする。改定率も変わる可能性はある。（事務局）

◆次第5議題（2）「料金体系について」資料4

○一般論として、料金改定の基本的な考え方は、一般家庭はなるべく安く、営業をされている大口径、中口径以上はなるべく高くし、その分を負担していただく。しかし、このA案、B案、C案は、一般家庭を含めて最低でも同じ、たくさん使った方が有利になる可能性があるということは、一般論とは少し違う考え方だと思う。その辺を市民が、正しく理解してくれるかどうか。

→家庭用になるべく配慮したいのは、当然の考えだと思うが、本市に置き換えた場合、水道料金の4分の3は家庭用からいただいているというのが前提条件としてある。そこを抑えようとする、逆に大口の利用者から多く料金を回収しなければならぬ状態になる。なるべく家庭用も抑えたいところだが、一般家庭の皆さんにも負担をお願いしなければいけない状況である。（事務局）

→そうすると、口径13mmと20mmの基本料金、つまり口径別でいう従量料金体系でありながら基本料金を一緒にしている意味合いが少しおかしくなる。それは、口径によって流量が違うため、13mmよりは20mmの方が多く使える仕組みになっているはず。当然、それは基本料金に差がついてもいいはずだ。なぜ、それを検討していないのか。そこを整理しないと、市民から納得得られないのかなという気がしないでもない。給水戸数は、いただいたデータを見ると20mmが13mmよりも若干多く、全体のうち49.4%であり、その辺をどう考えるか。（委員）

→ご意見に即答する訳ではないが、13mmと20mmが同じ料金体系というのは、過去の歴史的な経緯の中で、13mmと20mmは家庭用で使用しているだろうということで、そこは差をつけない。もしかしたら、このような審議会もあって、13mmと20mmは差をつけない方がいいのではという意見もあったかもしれない。委員の皆さんの中でも、13mmのご家庭もいれば、20mmの方もいると思う。使い方はほとんど一緒で、家にある蛇口の数もほぼ一緒だと思うが、そういう配慮から同じ価格になっていると思う。このご意見は、一旦持ち帰り、これから議論の研究材料にさせてもらいたい。（事務局）

→口径13mmと20mmで使用に差異はあるのか。（委員）

→私の家は、20mmであるが13mmより遥かに出がいい。これは、2階で使っていても全然違う。ただし、使用量は13mmでも20mmでも同じである。（委員）

→13mmと20mmの基本料金が、同じではおかしいのではないかという意見も出てくると思う。同じにしてきた経緯は、調査していただいて、使用水量別に何人使っているかを整理したデータはあるのか。（委員）

→資料3-2のP.3に、口径別の使用者の割合を示しており、13mmと20mmが約98%を占める。（事務局）

→13mmを選ぶか、それとも20mmを選ぶかはお客様が選ぶわけであるが、加入金が違う。13mmの方が、加入金は安い。利便性が良ければ20mmの方でプラスすることが違うだけであり、一般的には13mmと20mmは一緒という考え方が主流ではないか。(事務局)

→私の家もそうだが、総量は変わらないが、20mmにすると2階でも出がすごくいい。(委員)

→水が出る勢いをそこまで考慮しなければ13mmでも十分、利用できる。(事務局)

◆次第5議題(3)「料金の現状分析」資料4

○本市は、月8m³までが基本水量という形で設定されているが、これを例えば10m³にしている自治体はあるのか。基本水量を広くすることによって、恩恵を被るところがあるのか。8m³を10m³にするなどの検討もされるべきではないかと考える。

◆次第5議題(4)「改定方針(案)について」資料4

○県水が23%値上げする方針が決まっているので、本市が20%で計上するというのは、明らかに赤字になっていく方向だと思う。それを踏まえて、事務局で金額を出してもらってからの方がいいかと思う。

→県水値上げ分も含めた料金体系を出してもらい、どの案がよいか検討したい。(委員)

→第4回で間に合うかどうかは、今ここでお約束できないが、今日は金額を別にして、3案の増収のやり方を確認していただき、最終的には委員の皆さんには、県水の値上げを含めた総額をお示しするので、改定率20%という中で上げ幅がこんな感じになるのかというだけでも押さえていただければと思う。(事務局)

→それでは、A案、B案、C案について、それぞれの意見を言っていただく。(委員)

→検討して、次回にしたい。(委員)

○具体的な金額が出た方がいいというのはありつつ、鴻巣市の特徴は一般家庭がとても多い中で、大口の方に負担を振り分けるのか、それとも一般家庭の方にもという話もあったが、大口が市外に転出するようになると元も子もないなというところもある。例えば、専用水道みたいな形を取られると、水道の方に戻ってきてもらえなくなるため、全体的に痛み分けというか、皆さんの理解をいただいた上で検討を続けていくのがいいと思う。(委員)

○大口の使用者というところから入ると、今のところはC案がやはり影響が少なくて企業としてはやっぱり望む案になっている。ただし、本市の現状を考慮すると、その負担をどう取るかというところを考えると、答えが出ない状況である。

→企業経営の現状として、コストアップを価格転嫁できるような現状か。また、委員の業界は、価格転嫁が可能な業界か。(委員)

→業界にもよるが、やはり価格アップの交渉はしているが、上げていただける業界となかなか上げていただけない業界が出てきて、この辺のやりくりが非常に難儀している。正直上げられないところは上げられない。当方の業界においては、ある程度のところは上げてはいるが、上げ幅としては、十分な上げ幅で対応ではないところが多い(委員)

○日本水道協会に基づいて算定するB案は、基本料金の割合を41.2%まで上げることが望ましいと試算されており、基本料金を上げた方が使用量によって増減が少ないため一番手堅く回収できるということか。

→おっしゃる通りで、水道事業は装置産業と言われており、固定費が非常にかかる事業である。本来であれば、基本料金は全体約90%もらってもいいぐらいだが、これでは、水道料金が高額になり、支払いができないため、水道料金算定要領で施設の状況に合わせた基本料金割合を示していただいている。それが、本市では41.2%で、できる限り基本料金で固定費を賄うという一つのモデルのプランである。(事務局)

→加えて、人口は減ってくると思うので、それに比例していくのがやっぱり推奨されているのか。(委員)

→施設能力に応じて基本料金の割合を水道料金算定要領で定めているようである。(事務局)

→水道料金算定要領は、現在改定の検討をしており、今年度中にとりまとめを行うところであるが、事務局のご説明通りでよい。(委員)

→基本的には、水道料金算定要領に近づけた方がよいのか。(委員)

→安定経営という意味では、近づけた方がよい。(委員)

○駅前の施設のため、テナントが撤退していくということはないと思われるが、出ていかれると大変であり、いろいろな経費が上がっていく中で大口の負担が増えることは懸念される。ただ、一般家庭が一番多いため、そちらの影響を第一に考えていただければいいのかなと思う。

→テナントの方に価格転嫁するということは、そんなに負担がなく受け入れられそうか。(委員)

→それは、試算が出ないと何とも言えない。(委員)

○最終的には、金額が出た上で判断したいが、一般家庭の方の関係で申し上げるとC案の基本水量を廃止するのもかなり急激な案だと思う。この辺はいかがかなと。もし、やる場合は徐々にやるしかないと思う。

○料金体系は、2部制と口径別でいいと思う。大口と家庭で理解が反するため、家庭の方をなるべく抑えると大口の人に偏りがいく形になる。家庭での負担は、年金生活だと収入も限られ余裕はないと思うため、限界がある。そうなると、企業という大口の方に、ある程度我慢してもらった形が望ましいのかなと思う。

○水道事業者側の観点で、固定費のことを考えたB案が基本料金の部分をしっかり抑えたいというのはある。なおかつ、水道料金算定要領に基づくという一つ根拠があるので、そういった面で考えてもいいのかなと思う。今、改定率20%ということは、もう公表しているか。

→審議会会議録は公表している。(事務局)

→例えば、改定率は約20%であるといった数字を言ったときに、C案でいくと、多くの市民からすると、20%ではないって感じると思う。B案でいくと、3人とか4人の家族は事務局が言うようにその通りかなと思うが、1人や2人の世帯は20%と言っていたのに、ずいぶん上がっている。A案は、このバランスがよいと思う。この辺の整合性、ほとんどの方が一般家庭の方ということなので、事務局が発表した数値と自分たちの実際行われる支払いが乖離しているのはよくない

と思う。皆さんが20%なら20%と思えるような結果になる料金体系がよいと思う。もし、精査する時間がある場合、1人世帯でどのぐらいなのかとか、2人世帯でどのぐらい、要するに1人2人はあんまりないけど、ほとんどの世帯が3、4人の場合はB案、1人2人世帯がすごく多いものとなるとA案に絞られるかなというのもあるので、最終的には市民の理解を得る、あるいは料金改定した後の市民の反応は大事かなと思う。水道事業はずっと続くので、数値と皆さんの実感が、なるべく齟齬がないようにするのがいいと思う。(委員)

→関連して、例えば1人世帯というのがどれくらいのウェイトを占めているのか、あるいは夫婦子ども2人とか、子育て世帯というのがどれだけの割合なのかを考えていくと、1人世帯がこれから高齢化社会で増えてくると思う。そのような年金生活者が増えると、高齢者はそんなに水道を使わないため、少ない人の負担が増える。これは、年金だけでは生活が苦しくなると思うので、社会政策的な視点で、これから本市の世帯構成がどう変わっていくかというところも視野に入れながら、この料金体系を考えていくことが大事と考える。(委員)

→20%の値上げでも、令和11年度には回収率が100%を割ってくるということが示されている。ようやく、20%の理解が得られたというところで、10年ぐらいは続くだろうという話になりかねない。3年、4年で、また改定をせざるを得ないような状況に陥るとのことだと思うが、そこら辺のところを考えていかないといけないと思う。3つのケースの改定による増収は、全部同じであるか。(委員)

→基本的に3つのケースとも、同じである。(事務局)

→せめて10年ぐらいそれでいけますよというふうな話だったらいいと思う。改定実施は令和7年度のため、4年たったら、また料金値上げの話をしなければいけなくなるというのは、少し残念だなと思う。(委員)

→そうすると、改定率37%の案が良いのではという話にもなる。確かに、3年から5年で見直ししなさいと言われていたが、できれば長いスパンで値上げの検討してもらいにこしたことはない。一般的な感情としては、またもう上げるのかということにもなると思うため、その辺をどう斟酌してやっていくかも考えるべきである。(委員)

→今回、県営水道の話も出たが、県営水道も料金算定期間として4年間設けており、4年後、決算状況を踏まえて、県営水道の料金のことを考えていくと思われる。我々も同じく3年から5年の期間という一定の定めがあるため、その中で決算状況を見ながら、水道料金、水道事業ということを考えていきたい。必ずしも上げるということではなく、しっかりと考えていくため、その点は理解していただければと思う。(事務局)

→補足として、事務局がおっしゃったように、算定期間というのは3年から5年であり、その期間の中で将来を見据える。改定率を50%とかにした場合、その算定期間では、収支のプラスが多くなるが、収支は均衡させていく、という原則がある。その期間ごとに適切な料金を算定していくのが法的にも原則ということであるため、そこはご理解を得たい。3年から5年のスパンの均衡を保ちながらやるということになる。(委員)

→妥当な意見だと思う。(委員)

【連絡事項】

- ◆第4回鴻巣市上下水道事業運営審議会(水道事業)は、令和6年8月6日(火)午前9時30分から行うこととした。内容は「料金の現状分析」、「料金体系について」、「料金表の決定」

配布資料	資料1	第2回審議会 公開用会議録
	資料2	前回までの補足説明
	資料3	委員からの質問書
	資料3-2	委員からの質問書、補足資料
	資料4	議題(1)料金体系等の検討について
	資料5	委員名簿
	資料6	会議質問書
資料7	埼玉県水道用水供給事業の料金改定について	

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。